

官報

号外
平成九年五月十四日

○第四百十回 参議院會議録第二十四号

平成九年五月十四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十四号

平成九年五月十四日

午前十時開議

第一 放送大学学園法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

一、環境影響評価法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

目下部補代子君から海外旅行のため来る十八日から十一日間の請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

平成九年五月十四日 参議院會議録第二十四号

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、環境影響評価法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。石井國務大臣。

〔國務大臣石井道子君登壇、拍手〕

○國務大臣(石井道子君) 環境影響評価法案について、その趣旨を御説明いたします。

環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策であり、我が国におきましては、昭和五十九年の閣議決定等に基づき、その実績が着実に積み重ねられてきたところでありますが、環境基本法に盛り込まれました新たな課題等にも適切に対応するため、中央環境審議会の各答を踏まえ、今般、本法律案を提案した次第であります。次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、事業者が事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが、環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、道路、ダム、鉄道、発電所等の規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることとしております。

第二に、事業者が、地方公共団体等から意見を聞いた上で環境影響評価を行い、その結果を環境影響評価準備書として取りまとめ、これについて、環境の保全の見地からの意見を有する者がその意見を述べることができるとすることともに、関係都道府県知事が、関係市町村長の意見を聞いた上で、環境の保全の見地からの意見を述べるとしてしております。

第三に、事業者がこれらの意見が述べられた後に環境影響評価準備書に検討を加えて作成した環境影響評価書について、免許等を行う者が環境の保全の見地からの意見を述べることができるとしてしております。この際、環境庁長官も必要に応じて環境の保全の見地からの意見を免許等を行う者に対し述べることができるとしてあり、事業者は、免許等を行う者の意見が述べられた後、環境影響評価書に検討を加えた上で、所要の補正を行い、これを公告・縦覧することとしております。

第四に、環境影響評価の結果を免許等に反映させるため、環境の保全の配慮についての審査等に係る所要の規定を設けるとともに、事業者は環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施しなければならぬものとしております。

このほか、発電所についてのこの法律案と電気事業法との関係等について、所要の規定を設けることとしております。

以上が環境影響評価法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山下栄一君。

〔山下栄一君登壇、拍手〕
○山下栄一君 私、ただいま議題となりました環境影響評価法案、いわゆる環境アセスメント法案につきまして、平成会を代表して、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

環境アセスメントの法制化は、深刻な公害に苦しみ、自然破壊を経験してきた国民大多数の長年の願いであります。我が国で最初にアセスの法案を国会に提出した政党は、当時の公明党でありました。昭和五十年、今から二十二年前のことです。しかし、その後、今日に至るまでアセスの法制化は実現せず、我が国はOECD加盟二十九カ国中、唯一アセス法を持たない国になってしまいました。

この現実を総理はどのように反省しておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

さて、今回、政府が提出しましたアセス法案は、昭和五十九年に定められたいわゆる閣議アセスをベースにして、これに見直しを加えて法案化したものと理解しております。確かに、現行制度に比べ改善された点はありますが、問題点の多い閣議アセスの延長線上にとどまっていることは否めず、また、そうであるからこそ、これまで法制

平成九年五月十四日 参議院會議録第二十四号

請暇の件 議事日程追加の件 環境影響評価法案(趣旨説明)

化に反対してきた事業官庁も容認したと思われませんが、本法案はなお不十分なものであるとの立場から質問するものであります。

法案の内容に入る前に、環境行政に対する総理の基本姿勢について伺いたいと思います。

橋本内閣が標榜する六つの改革の中核が行政改革であり、なかんずく省庁の再編問題が大きな注目を集めておりますが、現在行われている行革論議では環境の視点がほとんど見受けられず、環境重視の世界の潮流に逆行するものです。

私は、二十一世紀を見据えた環境保全型・資源循環型経済社会の構築は、環境行政の一元化を含め環境庁の権限強化を軸に行うべきであり、環境庁を調整型から監査型へ脱皮させるべきだと考えますが、総理の所見をお伺いします。

翻って、この法案を見た場合、環境庁長官が主体的に関与する場面としては、基本的事項の策定と環境影響評価書に対する意見提出の二カ所だけであり、この法案は、環境庁が主管するものでありながら、事業官庁が前面に出て環境庁の影響が薄いという構図になっており、これでは従来の制度と全く変わりありません。環境庁が他省庁に対し強く物を申せるようにするために、法案の総則の中に環境庁及び環境庁長官の役割を前面に出す規定を設けるべきであると考えますが、総理、いかがですか。

さて、ことしは、六月に国連環境特別総会、十二月に地球温暖化防止京都会議、さらに先日、アメリカで橋本総理みずから提案された来年初頭のNGOや途上国の代表を集めての東京会議など、これから一年の間に環境問題に関する国際会議が続きます。これらの会議でリーダーシップをとる

べき日本の総理として、今回の法案は世界に誇れるアセス法であるとお考えですか、所見をお伺いします。

続いて、法案の内容について質問いたします。ことし二月の中央環境審議会の答申で示された現行制度の見直しポイントの第一は、早い段階での環境配慮であります。

早い段階からの環境配慮というのであれば、上位計画や政策の段階でのアセス、いわゆる戦略的環境アセスメントの導入が必要であります。主要諸国において既に取り組みが始まっているこの戦略的環境アセスメントについての規定を設けておくべきではないか。環境庁長官の見解をお伺いしたい。

そして、戦略的環境アセスメントの導入に向け、今後、国が開発にかかわる計画、例えば公共事業計画や政策等を策定するに当たっては、環境影響について評価し公表することを可能なものから実践していくことを提案したいと思っております。これに対する総理の見解をお伺いします。

現行制度の見直しポイントの第二は、対象事業の拡大であります。

先月、厚生省は全国のごみ焼却施設に関するダイオキシンの排出濃度の調査結果を初めて公表しました。それによると、七十二施設の濃度は厚生省が決めた極めて甘い緊急対策値すら超え、また、全体的な濃度レベルも恒久対策目標値にはほど遠い実態にあることが明らかとなりました。

このように、ごみ焼却施設などの廃棄物処理施設は重大な環境汚染を引き起こすおそれがある事業であるにもかかわらず、なぜ最終処分場以外の施設も対象事業としなかったのか、環境庁長官にお伺いしたいと思います。

関連して、この機会にダイオキシン対策についてお伺いしたいと思います。

今月上旬、アメリカのマイアミで先進七カ国とロシアが参加して開催された八カ国環境大臣会合において、環境汚染の被害を最も受けやすい乳幼児を基準に各国の環境規制を強化することで合意したと聞いております。

そこで、この合意を受けてダイオキシンに関する基準の見直しを行う必要はないのか、環境庁長官と厚生大臣にそれぞれお伺いします。

国の法的規制への対応のおくれにより、埼玉県所沢市ではことし三月、全国で初めてダイオキシンに関する規制条例を制定しました。環境庁は今月になってようやく重い腰を上げ法的規制の方針を打ち出しましたが、大気汚染防止法の指定物質の枠組みによるもので、これには罰則がないため実効性の面で問題があります。

こうしたダイオキシン対策の現状について、総理はどのように認識しておられるか。また、ダイオキシン対策については、関係省庁が一体となって取り組み、早急に人体汚染の緊急実態調査を行うとともに、罰則を伴う法的規制措置を講ずるべきであると考えますが、総理並びに厚生大臣、環境庁長官の決意をお伺いします。

さて、対象事業にかかわる問題に戻りますが、法案ではアセスを行うかどうかを国の行政機関が個別に判定する、いわゆるスクリーニング手続を導入しました。

ところが、この重要な手続において意見を述べることができるのは都道府県知事だけで、市町村長と住民にはその機会が設けられておりません。徳島県木頭村の細河内ダム建設問題などで見られ

るように、知事と市町村長の対応が異なることはよくありますし、そして、何よりも広範な人々から意見を聞くことこそ、アセス制度における重要な原則であるはずですが、したがって、このスクリーニング手続についても、市町村長と住民の意見提出の機会を設けることを求めたいと思っております。環境庁長官の見解をお伺いします。

現行制度の見直しポイントの第三は、評価のあり方の見直しであります。

中環審答申では、複数案の比較検討ができる手法の導入が適当とされています。ところが、法案ではその点が不明確です。一九六九年に世界で最初には、代替案の検討は環境影響評価書の核心であると位置づけられていたのであります。本法案でも、必ず複数案が記載されるようにすべきであると考えますが、環境庁長官の見解をお伺いしたい。

現行制度の見直しポイントの第四は、アセス後のフォローアップ措置の導入であります。

フォローアップ措置としてモニタリングを行った結果、アセスの予測値と実測値が大きく食い違うことが判明したような場合には、当然事業を中断させ、アセスメントを再実施させるようにすべきであると考えますが、法案ではこれに関する規定が見当たりません。これは一体どうしたことでしょうか。環境庁長官にお伺いします。

次に、発電所アセスの問題について伺います。いろいろ議論を呼んだ発電所アセスについては、形式的にはアセス法の対象となりましたが、実質的には電気事業法の改正によって別枠扱いとされてしまいました。

通産省は、発電所アセス別枠化の理由として、アセスの結果の工事計画の認可要件化などアセスメント手続の厳格化を挙げておりますが、このことは、言いかえれば、アセス法案の方はそれほど厳格じゃないということになります。もしそうであるならば、アセス法案も電気事業法並みに厳格化するべきであります。そうすれば、中環審査で留意事項とされた「統一の、透明性が保たれ、わかりやすい制度」とすることも実現できるのではないでしょうか。総理並びに通産大臣の見解をお伺いします。

次に、法案と地方自治体のアセス制度の関係について伺います。

地方自治体においては、第三者機関である審査会による審査や公聴会の開催など、今回の法案にはないすぐれた手続を有しているところもあります。

現在、都道府県、政令市においては、ほとんどの団体の条例等によりアセス制度が整備されておりますが、その背景の一つに、長い間、国が法律という形できちんとアセス制度を確立してこなかったことがあると考えます。後から法律をつくって、地方の制度はこれに合わせるといっては、地方分権の時代において問題であります。

また、法案の規定は抽象的なため、具体的にどの地方のどの手続が法律に抵触するの判断然としないという問題もあることから、この際、この規定を改め、地方自治体独自の手続も認められる旨を明確にすべきであると考えます。総理及び環境庁長官の見解をお伺いします。

振り返ってみますと、昭和五十九年に定められた閣議アセスは、今回の法案提出までの約十三年

間、一度も見直されることはありませんでした。この間にも先進諸国のアセス制度は、戦略的環境アセスの導入など、どんどん進歩を遂げてきており、その結果、我が国のアセス制度は、法制面だけでなく、内容面においても各国に大きなおくれをとることにになりました。

こうしたことから、この立法時に修正すべき点は思い切って修正して、現時点で世界最高水準の内容で制度をスタートさせた上で、常に内外の動向も踏まえつつ適宜適切に制度の改善を図っていくという姿勢が大事であります。

この点について最後に総理の見解をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕
〔国務大臣(橋本龍太郎君) 山下議員にお答えを申し上げます。〕

まず、OECD加盟国中、唯一アセスメント法を持たないことについてのお尋ねがございました。政府といたしましては、昭和五十六年に法案を提出いたし、それが廃案になりました以降、これまで行政指導による実績を積み重ねてまいりました。今回の法案は、そうした実績を踏まえて作成したものでありまして、着実に環境影響評価制度を推進してきた成果として御理解をいただけるものと思っております。

次に、環境行政への基本姿勢についてのお尋ねがございました。環境への負荷の少ない循環型経済社会システムの構築に向けて、今後とも総合的、効果的な環境政策の推進に努めてまいります。中央省庁のあり方につきましても、現在、行政改革会議におき

ましてさまざまな角度からの検討を行っている最中でありまして、

次に、環境庁及び環境庁長官の役割について御質問をいただきました。

環境庁長官は、環境行政を総合的に推進する立場から、基本的事項を策定し、環境影響評価書について必要に応じて意見を述べるものでありまして、このような役割を適切に果たしていただくことと十分実効ある環境アセスメントが行われるものと考えております。

次に、世界に誇ることができる法案であるかというお尋ねがございました。

本法案は、欧米等諸外国の環境影響評価制度の実施状況等を十分調査した上で立案に当たったところでありまして、スクリーニングやスコーピング手続を盛り込むなど、諸外国と比較しても遜色のないものであると考えております。

次に、戦略的アセスメントについての御意見をいただきました。

政府の計画については、あるいは政策につきましても環境配慮を行うべきことは、環境基本法に規定されているところでありまして、今後、中央環境審議会の答申に従い、国際的動向や我が国での現状を踏まえ、政府の計画や政策についてのアセスメントの手続のあり方について検討を進めてまいります。

次に、ダイオキシン対策についての御指摘をいただきました。

この問題は、国民の健康影響を未然に防止するという観点から極めて大事な問題だと認識しており、人への汚染の状況につきましては、現在、関係省庁が連携しながら調査方法の検討を進めてお

ります。また、排出抑制策につきましては、現在、関係審議会において検討がなされておりますことから、今後これを踏まえて具体的な措置を早期に講じていきたいと考えております。

次に、アセスメント法案を電気事業法並みに厳格化するべきという御意見をいただきましたが、発電所につきましては、通産省の省議アセス制度による過去二十年間の実績、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強いかかわりを持つという特殊性から、アセス法の手続に加えて手続の各段階で国が関与する特例を電気事業法に設けたものであります。これは、電気事業という事業の特性に即して対応したものでありまして、中央環境審議会の御答申にも沿ったものと考えております。

次に、自治体との関係につきましては、本法案におきまして条例との関係について第六十条に規定をいたしまして、地方公共団体がその意見形成に当たり御指摘のような第三者機関による審査や公聴会の開催などを独自に条例で定められる仕組みとしておりまして、その旨を周知徹底させてまいりたいと考えております。

最後に、法案の修正及び将来の改善についてのお尋ねをいただきました。

本法案は現時点において最善のものと考えておりますが、法施行後、制度の運用状況を真摯に点検しながら、必要に応じて制度の改善についても検討してまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣石井道子君登壇、拍手〕

○國務大臣(石井道子君) 山下議員にお答え申し上げます。

戦略的アセスメントについてのお尋ねでございますが、中央環境審議会の答申においても、なお検討を要する事項が多いことなどの点から今後の課題とされていることとございまして、総理の御答弁にもありましたように、今後、具体的に検討を進めてまいり所存でございます。

廃棄物処理施設についてのお尋ねでございますが、最終処分場以外の廃棄物処理施設につきましては、他の対象事業に比べて一般的に敷地面積が小さく、大気汚染につながる排ガスの発生量等から見た規模も大幅に小さいことなどから、対象事業とすることは考えていないところでございます。

ダイオキシンの基準の見直しのお尋ねでございますが、ダイオキシンの健康リスク評価指針値につきましては、環境庁の検討会により、発がん性にとどまらず発達影響や生殖影響など乳児や小児への影響をも考慮して、体重一キログラム当たり一日当たり五ピコグラムとされたものでありまして、今回の合意により直ちに変更の必要はないと考えているところでございます。

ダイオキシン対策につきましては、先ほど総理が御答弁されたとおりでございますが、私どもも早期に対策を講じてまいりたいと思っております。

スクリーニング手続における市町村長、住民の意見についてのお尋ねでございますが、スクリーニングについては、客観的な基準を定めることにより相当程度類型化して判断することが可能であるために、都道府県知事が有する地域の基本的な

情報により判定は十分適正になされるものと考えております。

複数案の記載についてのお尋ねでございますが、本法案では、中央環境審議会答申を踏まえ、準備書及び評価書に環境の保全のための措置を講ずることとすに至った検討の状況を記載を義務づけております。事業者において複数案の比較検討が行われた場合には、その検討の状況が適切に記載されることと考えております。

予測値と実測値が食い違った場合にアセスを再実施させるべきであるとの御指摘でございます。アセスは事業者手続でありまして、既に着工済みの事業についてアセスを再実施させることは制度の趣旨になじみがないものと考えております。

なお、予測値と実測値の乖離につきましては、手続の中で十分な審査を行うとともに、予測技術の充実を努めることを基本として対応してまいり所存でございます。

自治体との関係についての件につきましては、先ほど総理が御答弁したとおりでございます。

(拍手)

(國務大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○國務大臣(小泉純一郎君) 山下議員にお答えいたします。

ダイオキシンの基準の見直しについてですが、今回の八カ国環境大臣会議における合意は新しい視点からの提案であると受けとめておりまして、乳幼児を含めて国民の健康を守るということも最も大事であるという観点から、今後、WHO、OECDなどの国際機関での専門的な検討を踏まえて適切な対処をしていきたいと考えております。

それと、ダイオキシン対策の取り組みについては、廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシンの削減のための規制措置につきましては、現在、専門的な検討の場において検討しており、その結果を踏まえ、人体における影響、健康を守るという点から、法的規制という点がいろいろありますが、実効性のある法的規制措置を講じてまいりたいと思っております。(拍手)

(國務大臣佐藤信二君登壇、拍手)

○國務大臣(佐藤信二君) 山下議員にお答えいたします。

私に対する質問は、発電所アセスメントについてでございます。

発電所は過去二十年間、通商産業省の省議アセス制度において、手続の各段階から国が監督指導し、十分な実績を上げてきたところでございます。また、民間事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強いかわりを持つという点で特殊な性格を有するものだと、このように思っております。

こうした観点から、アセス法の手続に加え、発電所に固有の手続を電気事業法に規定することとしたものであります。

これは電気事業の特性に即して対応したところであり、中央環境審議会の答申に沿ったものであると、かように考えております。

以上です。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 清水澄子君。

(清水澄子君登壇、拍手)

○清水澄子君 私は、環境影響評価法案につきまして、社会民主党・護憲連合を代表して、橋本総

理大臣並びに関係大臣に質問したいと思っております。間近に迫った二十一世紀を環境の世紀とする上で、目標となる持続可能な社会構築のためには、この環境アセス法案が重要な手段とされなければならぬものと思っております。

この制度の法制化については、昭和五十一年、当時の社会党においても法律案を提案し、平成五年の環境基本法提案の際の国会においては本院に提案いたしました。

リオの地球サミットから五年が経過し、環境基本法制定から三年余りが過ぎたこととは、六月にはデンバーでの先進国首脳会議、さらに国連環境特別総会、十二月には二十一世紀の地球温暖化防止策を決める京都会議が開催されるというように、環境にとって重要な国際会議が続いております。この年に、OECD諸国の中で環境アセスメントを唯一法制化していなかった我が国がこのたび法制化をするに至ったことは、遅きに失したとはいえず、また、さらに検討を要する課題もあるとはいえず、一歩前進であると考えております。

また、我が国は先進国の一員として、一刻も早く廃棄物文明から決別し、持続可能な地球を維持していく国際的な責任を果たしていくことが重要であります。

そこで、まず橋本総理にお伺いいたします。

総理は、みずから国連環境特別総会に出席したい意向を持っておられると伺っております。デンバー・サミットでも環境問題は重要な議題になると思われまますが、総理はこの両会議を通じて環境問題についてどのような提言をされるおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

また、環境問題は、国際的な枠組みや基準を定

め、協調して実行していく時代に入っておりま
す。アメリカは、デンバー・サミットで、発展途
上国に対する公的輸出信用制度に環境保護のため
の国際的なガイドラインの設定を提案すると伝え
られております。我が国も、ODAや企業の海外
進出に対して国内の環境アセスメント法の適用を
検討していくことを含め、率先して国際的な枠組
みや基準づくりに取り組むことが必要ではないで
しょうか。橋本総理のお考えをお聞きしたいと思
います。

さらに、環境庁長官にお伺いいたします。

十二月の京都会議で我が国は議長国として国際
的な責務を果たさなければなりません。二〇〇
〇年以降もさることながら、二〇〇〇年までの二
酸化炭素削減目標を達成することも重要な責務で
あります。達成困難と言われている状況の中で今
後どのように取り組んでいくつもりなのか、長
官の決意と方策をお伺いしたいと思います。

次に、法案の内容について伺います。

環境アセスメントが閣議決定されてから約十三
年が経過いたしました。その間、この制度をめぐ
る状況は国内的にも国際的にも大きく変化をして
おります。

一つは、多くの自治体が条例または要綱に基づ
く環境アセス制度を持ち、中には国の制度より先
進的と評価される制度を持つところも少なくござ
いません。一方、他の先進国においては、上位計
画の段階から事業の必要性を含めて検討できる戦
略的環境アセスに取り組みつつあります。また、
アメリカのフロリダで開かれた先進国環境担当閣
僚会議は、今月六日、子供の健康を守る環境サ
ミット宣言を採択して閉幕いたしました。環境

規制を従来の大人を基準としたものから環境汚染
の被害を最も受けやすい子供や乳幼児を基準とす
るよう強化することで合意しております。この
ことは六月のデンバー・サミットに反映される
としております。その結果、今後は環境アセスや環
境基準の抜本的な見直しが必要になってまいると
思います。

このような環境をめぐる状況の変化の中で、今
回の法制化によってどこまで実効性あるものにす
ることができるとか、政令や省令にゆだねた部分
の多いこの法案の運用面を含め、主要な点を確認
したいと思います。

第一に、地方自治体との関係であります。

この法制化が先進的な自治体の制度の後退につ
ながることはないか、また、関係市町村の意見が
都道府県知事の意見にどう反映されるのかにつ
いて担保がないではないかとの懸念が出ておりま
す。特に、第三者審査機関など先進的な制度を持
つところの政令指定都市においては、要望書を出
してその懸念を表明しております。さらに、第二
種事業のスクリーニング手続において関係市町村
は意見が述べられないこと、そして先進的な自治
体の制度と国の手続が逆転してしまう事態が生ま
れかねないなどの指摘がされております。

そこで、環境庁長官にお伺いいたします。

このような地方自治体の懸念を払拭するため、
政令省令等、及び運用面において、その趣旨を十分
担保できるような措置を講ずるといふことをぜひ
お約束いただきたいと思っておりますが、いかがでござ
いましょうか。

第二に、諫早湾の干拓、中海東道湖の干拓、長
良川河口堰など、生態系への影響が懸念される中

での公共事業のあり方に疑問が投げかけられてお
りますが、この法案の事業アセスのみでは事業停
止を含めた国民の納得のいくチェックが十分でき
るかどうかが疑問のところもござります。諸外国に
おくれをとらないよう戦略的環境アセスの制度化
に向けた検討を直ちに始める必要があると思いま
すが、環境庁長官の決意を伺いたいと思っております。

第三に、評価の対象項目を広げ、スコーピング
手続が導入されますが、これまでの項目以外の新
たな評価項目についてどのような予測、評価方法
をとるか、法案だけではそれが見えません。ま
た、複数事業の場合の予測、評価方法の問題もあ
ります。主務官庁がガイドラインをどう定めるか
によるわけですが、環境庁は基本的事項としてど
のような内容のものを提示する考えなのか、長官
にお伺いいたします。

第四に、だれでも意見書の提出ができるように
なりましたが、事業者から環境アセスにかかわる
資料がどこまで提供されるのか、住民参加の前提
となる情報公開が明確になっておりません。ま
た、公告・縦覧の期間、その方法など、住民が積
極的に参加できるものとしていただきたいと思
います。環境庁長官の確かなお答えをお聞きした
いと思っております。

第五に、環境影響評価書に対する長官の意見に
ついてお伺いします。
主務官庁は、環境庁長官意見を勘案して、評価
書についての意見を事業者に対して述べるとされ
ておりますが、この勘案とは尊重するという解釈
で運用されるものと受けとめてよろしいでしょ
うか。

また、この長官意見は、第三者審査機関を設け
ない以上、それにかわるものとしての重要性を持
つものであります。ですから、長官意見の形成に
当たっては、第三者審査機関に匹敵するような仕
組みを設けて、外部の意見や知見を最大限に取り
入れていただきたいと思っておりますが、いかがでござ
いましょうか。

最後に、この法案は、環境庁長官が主務官庁に
意見を言うという従来からの縦割り行政を崩すこ
とができず、それぞれの主務官庁が審査する基本
姿勢は変わりませんでした。発電所のアセス制度
がその顕著な例でありますし、動燃の事故で国民
の間に不安が高まった放射能の環境影響は科学技
術庁の所掌であって、本法案の対象外にありま
す。

また、環境庁については行政改革会議でもいろ
いろと議論があると伝えられておりますが、私は
環境庁にはより強い権限と指導力の発揮できる機
能が絶対に必要であると考えておりますが、総理
の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。
(拍手)

(国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君) 清水議員にお答えを
申し上げます。

まず、デンバー・サミット及び国連環境開発特
別総会についてのお尋ねをいただきました。

五年前の国連環境開発会議以降の成果を率直に
評価し、今後優先的に取り組むべき分野について
国際的な合意を得るべく努めますとともに、地球
温暖化防止京都会議の成功に向けた強いメッセー
ジを发出すべきこと、また、環境問題を真に解決
する上での技術の開発普及、環境教育、啓蒙の重

要件などについてこの場で訴えてまいりたいと考えております。

次に、ODA等へのアセス法の適用についての御意見をいただきましたが、これは他国の管轄下で行われる事業でありまして、本法の手續を適用することはできません。しかし、国際協力事業団や海外経済協力基金が策定しておりますガイドライン等によりまして、引き続き適切な環境配慮を図られるよう努めていきたいと考えております。次に、環境に関する国際的な枠組み、基準づくりをという御意見をいただきました。

我々は、こうしたことも含めまして、地球環境問題への取り組みについて国際的にリーダーシップをとるなど、その国際的地位にふさわしい役割を率先して果たしてまいりたいと考えております。

最後に、環境庁の機能強化についての御意見をちょうだいいたしました。

環境問題は、二十一世紀に向け人類最大の共通の課題であります。今後とも、総合的、効果的な環境政策の推進に努めていくべきことは当然であり、これを前提にし、中央省庁のあり方につきましては行政改革会議で現在さまざまな角度から検討が行われておりますが、こうした視点は見失わないようにしていきたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(石井道子)君登壇、拍手〕
○国務大臣(石井道子)君 清水澄子議員の御質問にお答え申し上げます。

地球温暖化防止に関するお尋ねでございますけれども、二酸化炭素排出量の二〇〇〇年目標達成

はこのままでは非常に厳しい状況でございます。我が国は、世界第四位の二酸化炭素排出国でありまして、京都議定書として国際社会への積極的な対応を期待されていることを念頭に置きまして、今後、温暖化防止のための省エネルギー対策、新エネルギー対策や低公害車導入等の政府の施策を推進してまいります。そして、国民総ぐるみの取り組みを展開いたしまして、目標の達成に向けて最大限の努力をしてまいります所存でございます。

次に、自治体との関係についてのお尋ねでございますが、本法案は、準備書前の手續を導入するなど、地方制度と比較しても充実した内容となっているものと認識しておりますが、さらに、御指摘のような懸念につきましても、地方公共団体の意見が十分反映され、地域の実情に即したアセスメントが行われるよう、本法の施行、運用に万全を期してまいります所存でございます。

次に、戦略的環境アセスメントにつきまして、中央環境審議会の答申に従いまして、国際的動向や我が国の現状を踏まえて、政府の計画や政策についてのアセスメントの手續等のあり方について、今後、具体的に検討を進めていく所存でございます。

基本的事項についてのお尋ねでございますけれども、御指摘の点も踏まえまして、環境基本法に対応した評価対象の拡大、環境負荷をできる限り回避し低減するものであるかを評価する視点の導入、そして、我が国の状況に応じた複数案の比較検討の導入等が適切に行われるように定めてまいりたいと考えております。

情報公開と住民参加についての御質問でございますが、調査結果や基本的なデータなどについて、環境影響評価準備書等への記載により公表させ、また、公告・縦覧の方法等について、住民等の便宜も考慮して適正な運用を図ってまいります所存でございます。

環境庁長官意見についてのお尋ねでございますが、この意見は免許等を行う者が意見を述べるに当たって相当の重みを持って受けとめられるものと考えております。環境庁長官の意見形成に際しましては、案件に応じてそれぞれの専門家の意見を聞きつつ、その信頼性が確保されるように努めてまいりたいと思っております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 放送大学学園法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔清水嘉与子君登壇、拍手〕
○清水嘉与子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、放送大学学園が通信衛星による放送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全

国に提供するため、放送法に規定する委託放送業務を行うことができるようにするとともに、放送法の関係規定の整備を行う等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、放送の全国化に対応する学習センター等の整備方針、専門分野の拡充等教育内容の見直し、他大学との連携協力の強化等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長村上雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔測上貞雄君登壇、拍手〕

○測上貞雄君 たいま議題となりました放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るため、テレビジョン放送事業者等は字幕番組をできる限り多く放送するようにしなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の活性化に資するため、放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、字幕放送の拡充方策、放送番組審議機関の機能強化、放送倫理の確立等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって二項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十四分散会

出席者は左のとおり。

議長	齋藤 十朗君
副議長	松尾 官平君
議員	田村 公平君
	渡辺 孝男君
	釘宮 馨君
	椎名 素夫君
	山本 保君
	江本 孟紀君
	平田 健二君
	和田 洋子君
	菅川 健二君
	水島 裕君
	小林 元君
	山崎 順子君
	荒木 清寛君
	直嶋 正行君
	統 訓弘君
	長谷川 清君
	泉 信也君
	勝木 健司君
	星野 朋市君
	広中和歌子君
	及川 順郎君
	鶴岡 洋君
	長谷川道郎君
	水野 誠一君
	魚住裕一郎君
	末広真樹子君
	大森 礼子君
	西川 玲子君
	加藤 修一君
	益田 洋介君
	林 久美子君
	鈴木 正孝君
	市川 一朗君
	岩瀬 良三君
	石田 美栄君
	都築 讓君
	浜四津敏子君
	寺澤 芳男君
	武田 節子君
	牛嶋 正君
	白浜 一良君
	猪熊 重二君
	木暮 山人君
	片上 公人君
	石井 一二君
	永野 茂門君
	芦尾 長司君
	上吉原一天君

大野つや子君	常田 享祥君	野間 越君	南野知恵子君
奥村 展三君	堂本 曉子君	鹿熊 安正君	陣内 孝雄君
岩永 浩美君	依田 智治君	齋藤 文夫君	中曾根弘文君
山崎 力君	高野 博師君	石川 弘君	須藤良太郎君
阿曾田 清君	鈴木 政二君	片山虎之助君	清水嘉与子君
田浦 直君	武見 敬三君	吉川 芳男君	竹山 裕君
海野 義孝君	戸田 邦司君	青木 幹雄君	下稻葉耕吉君
高橋 令則君	今泉 昭君	上杉 光弘君	宮崎 秀樹君
小山 孝雄君	北岡 秀二君	久世 公義君	沓掛 哲男君
亀谷 博昭君	釜本 邦茂君	倉田 寛之君	高木 正明君
風間 昶君	横尾 和伸君	遠藤 要君	大木 浩君
山下 栄一君	平野 貞夫君	村上 正邦君	坂野 重信君
二木 秀夫君	薄池 祥肇君	佐々木 満君	岩崎 純三君
石渡 清元君	鎌田 要人君	井上 裕君	太田 豊秋君
寺崎 昭久君	木庭健太郎君	笠原 潤一君	照屋 寛徳君
足立 良平君	田村 秀昭君	大脇 雅子君	上山 和人君
松浦 孝治君	野沢 太三君	畑 恵君	馳 浩君
永田 良雄君	鈴木 貞敬君	日下部禮代子君	谷本 巍君
平井 卓志君	林 寛子君	菅野 壽君	中島 真人君
吉田 之久君	大久保直彦君	中原 爽君	長峯 基君
世耕 政隆君	林田悠紀夫君	橋本 聖子君	大淵 絹子君
鈴木 省吾君	西田 吉宏君	湖上 貞雄君	金田 勝年君
服部三男雄君	岡 利定君	景山俊太郎君	海老原義彦君
山本 一太君	三浦 一水君	岩井 國臣君	阿部 正俊君
松村 龍二君	保坂 三蔵君	榑崎 泰昌君	鈴木 栄治君
平田 耕一君	林 芳正君	清水 澄子君	成瀬 守重君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君	大島 慶久君	坪井 一字君
溝手 顯正君	山崎 正昭君	真島 一男君	佐藤 泰三君
加藤 紀文君	谷川 秀善君	河本 英典君	清水 達雄君
狩野 安君	関根 則之君	梶原 敬義君	小野 清子君
尾辻 秀久君	矢野 哲朗君	志村 哲良君	木宮 和彦君
松谷蒼一郎君	佐藤 静雄君	石井 道子君	守住 有信君

<p>内閣総理大臣 橋本龍太郎君 文部大臣 小杉 隆君 厚生大臣 小泉純一郎君 通商産業大臣 佐藤 信一君 郵政大臣 堀之内久男君</p>	<p>立木 洋君 久保 巨君 瀨谷 英行君 田 英夫君 橋本 敦君 伊藤 基隆君 鈴木 和美君 吉川 春子君 緒方 靖夫君 竹村 泰子君 三重野栄子君 須藤美也子君 佐藤 道夫君 藥科 滿治君 山本 正和君 阿部 幸代君 今井 澄君 渡辺 四郎君 中尾 則幸君 朝日 俊弘君 西川 潔君 齋藤 勳君 田沢 智治君 大河南太一郎君 板垣 正君 宮澤 弘君 真鍋 賢二君</p>	<p>青木 薪次君 井上 孝君 岡野 裕君 岡部 三郎君 国井 正幸君 小川 勝也君 山下 芳生君 峰崎 直樹君 笠井 亮君 前川 忠夫君 川橋 幸子君 及川 一夫君 菅野 茂君 一井 淳治君 西山登紀子君 角田 義一君 千葉 豊子君 本岡 昭次君 筆坂 秀世君 村沢 牧君 笹野 貞子君 有働 正治君 吉岡 吉典君 赤桐 操君 武田邦太郎君 菅野 久光君 上田耕一郎君</p>	<p>議員派遣中の議員 浦田 勝君 福本 潤一君</p>	<p>議長の報告事項 去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方行政委員 武見 敬三君 補欠 山本 一太君</p>	<p>政府委員 環境庁長官官房長 岡田 康彦君 環境庁企画調整局長 田中 健次君 石井 道子君</p>
<p>建設委員 久保 巨君 補欠 小島 慶三君</p>	<p>労働委員 小山 峰男君 補欠 釘宮 馨君</p>	<p>厚生委員 笹野 貞子君 補欠 久保 巨君</p>	<p>大蔵委員 釘宮 馨君 補欠 小山 峰男君</p>	<p>外務委員 山本 一太君 補欠 武見 敬三君</p>	<p>内閣提出案を受領した。 同日衆議院から、同院において修正議決した次の旨衆議院に通知した。 地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第七四号) 同日議長は、次の衆議院提出案を法務委員会に付託した。 商法の一部を改正する法律案(衆第二四号) 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律案(衆第二五号) 同日議長は、次の内閣提出案を文教委員会に付託した。 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第九一号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号) 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第一六号) 同日次の本院提出案を衆議院に送付した。 学校図書館法の一部を改正する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 千九百六十三年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件</p>
<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 千九百六十三年五月二十二日に地中海漁業一般理事會の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年六月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 去る十一日比例代表選出議員嶋崎均君が逝去された。 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 岡 利定君 補欠 下稻葉耕吉君 伊藤 基隆君</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 去る十一日比例代表選出議員嶋崎均君が逝去された。 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 岡 利定君 補欠 下稻葉耕吉君 伊藤 基隆君</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 去る十一日比例代表選出議員嶋崎均君が逝去された。 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 岡 利定君 補欠 下稻葉耕吉君 伊藤 基隆君</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 去る十一日比例代表選出議員嶋崎均君が逝去された。 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 岡 利定君 補欠 下稻葉耕吉君 伊藤 基隆君</p>	<p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 水産業協同組合法の一部を改正する法律案 去る十一日比例代表選出議員嶋崎均君が逝去された。 一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 岡 利定君 補欠 下稻葉耕吉君 伊藤 基隆君</p>

大蔵委員

補欠

岡 利定君

厚生委員

補欠

下稻葉耕吉君

農林水産委員

補欠

伊藤 基隆君

予算委員

補欠

長峯 基君

決算委員

補欠

武見 敬三君

行政改革・税制等に関する特別委員

補欠

上杉 光弘君

同日議長は、セルヒオ・ロメロ・ピサロ・チリ共和国上院議長より、同議長のチリ共和国上院議長就任に際し發送した祝電に対する礼状を受けし

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
通商産業大臣官房	越智 謙二	(解職)	平九・五・三
商務流通事務代理			

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業大臣官房 今野 秀洋君
商務流通審議官

同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業大臣官房商務流通審議官今野秀洋君(同日議長承認を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十三日議長は、さきに逝去された議員嶋崎均君に対し次の弔詞をさされた。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされさきに大蔵委員長議院運営委員長等の要職に就かれまた国務大臣としての重任にあたられた議員従三位勲一等嶋崎均君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

補欠

笠原 潤一君

外務委員

補欠

依田 智治君

予算委員

補欠

武見 敬三君

決算委員

補欠

長峯 基君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事 久保 巨君 (笹野貞子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

河川法の一部を改正する法律案(閣法第五十七号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

河川法の一部を改正する法律案(石井基君外三名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

放送大学学園法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七三三)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

脳死判定基準等に関する質問主意書(竹村泰子君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員栗原君子君提出予備費使用の国会承諾に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成八年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。

審査報告書

放送大学学園法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年五月十三日

文教委員長 清水嘉与子

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、放送大学学園が通信衛星による放送を通じて、放送大学の放送番組の視聴機会を全国に提供するため、放送大学学園が放送法に規定する委託放送業務を行うことができるようにするとともに、放送法の関係規定の整備を行う等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成九年度一般会計予算の放送大学学園出資金等百五億三千百万円の中に含まれている。

放送大学学園法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 齋藤 十朗殿

放送大学学園法の一部を改正する法律案

放送大学学園法の一部を改正する法律案

放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「前二項に規定する」に、「同項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 学園は、前項各号に掲げる業務を行うほか、放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務(前項第二号の業務に係る放送番組を委託して放送させるものに限る。)を行うことができ

る。
第四十三條第二項第一号中「第二十三條第三項を」
「第二十四條第四項」に改める。
第四十四條中「十万円」を「三十万円」に改める。
第四十五條中「十万円」を「二十万円」に改める。
第四十六條中「五万円」を「十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

3 放送法(昭和二十五法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。
(放送法の一部改正)

目次中「第五十條の二」を「第五十條の二」第五十條の四」に改める。

第五十條の二の見出し中「編集等」の下に「に関する通則等の適用」を加え、同条第一項中「及び第六條の二」を、第六條の二、第五十一條の十三第一項第五号(イ)からハまでに係る部分に限る。)、第五十二條の十五第二項、第五十二條の十八、第五十二條の二十及び第五十二條の二十八」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 委託放送業務を行う場合における学園について第三條の二第一項及び第三項、第四條第

一項及び第二項、第六條並びに第五十二條の二十六の規定(次項に規定する場合にあつては、第三條の二第一項及び第三項の規定を除く。)を適用する場合においては、第三條の二第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」といふことと、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせない」と、第五十二條の二十六中「第五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第五十條の三第三項において準用する同条第一項の規定により委託放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替へるものとする。

第五十條の二に次の一項を加える。
3 受託内外放送を委託して行わせる場合における学園については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三條の二第一項及び第三項の規定を適用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、同項中「放送」とあるのは「放送の委託」と読み替へるものとする。

第二章の二中第五十條の二の次に次の二條を加える。

(放送等の休止及び廃止)

第五十條の三 学園は、郵政大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 学園は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合における当該委託放送業務の廃止又は休止について準用する。
(広告放送等の禁止)

第五十條の四 学園は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

3 前二項の規定は、学園が委託放送業務を行う場合について準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替へるものとする。

第五十三條の十第一項第一号中「及び第五十條の二第二項」を削り、「譲渡等の認可」の下に「第五十條の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(放送等の廃止又は休止の認可)」を加える。

第五十五條第二号中「及び第五十條の二第二項」を削り、「若しくは第四十七條第一項」を「第四十七條第一項若しくは第五十條の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五十八條中「若しくは第四十三條第二項」を「第四十三條第二項」に改め、「及び第五十條の二第二項」を削り、「含む。」の下に「若しくは第五十條の三第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

審査報告書

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年五月十三日

通信委員長 洲上 貞雄

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等ができる限り多く放送するようにしなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役割の料金等に関する制度の合理化を図る等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送事業者の番組編集の自由を最大限尊重しつゝ、放送倫理の確立・放送番組の適正向上を通じて、放送に対する視聴者・国民の信頼を確保するため、放送番組審議機関の機能が十分に発揮されるよう努めること。

一、放送の有する社会的機能の重要性を認識し、放送における情報格差の是正を図るため、障害者や高齢者に対する字幕番組・解説番組が大幅かつ計画的に拡充されるよう、これら番組の普及促進のための財政・税制上の支援の充実等総合的な施策を推進すること。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年五月十四日 参議院会議録第二十四号

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)

第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の四中「音響」の下に「又はこれに伴う文字、図形その他の影像若しくは信号」を加え、同条第二号の五中「音響」の下に「文字、図形その他の影像又は信号」を加え、同条第二号の六中「送る放送」の下に「であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第三条の二に次の一項を加える。

4 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たつては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するため文字又は図形を見ることが出来る放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第三条の二の二を削る。

第三条の四第五項中、「審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは」を削り、「その概要を」の次に「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次の二号を加える。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

第三条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

第九条第一項第一号二(1)中「送る放送」を送る多重放送に改め、同号二(2)を削り、同号二(3)中「テレビジョン文字多重放送」の下に「テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう。」を加え、同号二(3)を同号二(2)とする。

第九条の六中、「第三条の二の二中」を行う」とあるのは「を委託して行わせる」とを削る。

第五十条の二第二項中、「第三条の二の二を削り、同条第一項中「第三条の二第一項及び第三項を」第三條の二第一項、第三項及び第四項に、「同項を」同条第三項に改め、同条第三項中「第三條の二第一項及び第三項を」第三條の二第一項、第三項及び第四項に、「同条第一項及び第三項及び第四項に、「同項を」同条第三項に改める。

第五十二条の四第一項中「以外の放送」の下に「(人工衛星の無線局により行われる放送を除く)」を加え、「その他の提供条件について契約約款」を削り、「当該契約約款」を「当該料金」に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「又はを」若しくは第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約約款又はに改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件(料金を除く)について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 第四項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合これを變更して公示した場合を含む。において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

第五十二条の七第一項中「受けた」の下に「有料放送の役務の料金又は同条第四項の認可を受けた」を加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加え、同条第二項中「届け出た」の下に「有料放送の役務の料金又は同条第七項の規定により届け出た」を加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加える。

第五十二条の二十八第一項中、第三条の二の二中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」とを削り、「以外の放送」を「同項及び同条第三項中」とあるときは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項中「以外の放送」に、「同条第三項を同条第七項に」、「当該を」において当該に改める。

第五十三条の十第一項第二号中「第五十二条の四第一項」の下に「(有料放送の役務の料金の認可)、同条第四項を」、「第五十二条の七(有料

放送の役務の」の下に「料金又は」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十二条の四第六項に規定する標準契約約款を制定し、變更し、又は廃止しようとするとき。

第五十三条の十第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三条の十一中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号及び第六号」に改める。

第五十四条第一項中「賄ろ」を「賄略」に改め、同条第二項及び第三項中「賄ろ」を「賄略」に改め、同条第四項中「わいろ」を「賄略」に、「百万円を二百五十万円」に改め、同条第五項中「賄ろ」を「賄略」に改める。

第五十五条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六条の二中「二十万円」を「五十万円」に、「又は同条第三項を」若しくは「同条第三項の規定により届け出た料金及び同条第四項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第七項」に改める。

第五十六条の三中「第五十一条の四第五項を」第五十二条の四第九項に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十八条から第五十九条までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則中第十八項から第二十一項までを削り、附則に次の一項を加える。
(人工衛星の無線局により行われる放送についてのの特例)

18 当分の間、第五十二条の四第一項及び第三項中「人工衛星の無線局」とあるのは、「人工衛星の無線局(協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準(電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。)が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものを除く。）」とする。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)
第二条 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「送る放送」の下に「であつて、テレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第十七条を次のように改める。
(放送法の準用)

第十七条 放送法第三条、第三条の二第一項及び第四項、第三条の三から第四条まで、第五十一条並びに第五十二条の規定は、有線テレビジョン放送(放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。))について準用する。この場合において、

同法第三条の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的(郵政省令で定めるものに限る。))のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする有線テレビジョン放送」と、同法第五十一条第一項中「委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七人未満の員数)」とあるのは「委員七人」と、同条第三項中「の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。))又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。))とあり、及び「の放送区域等」とあるのは「の業務区域」と読み替えるものとする。

第二十五条第二項中「第十七条第二項を」若しくは「第十七条」に改め、「第三条の三」の下に「第三条の四(第二項を除く。))」を加え、「第十七条第三項又は同条第四項において準用する同法第三条の四第三項若しくは第四項」を削る。

第三十三条及び第三十四条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十五条第一項中「二十万円」を「五十万円」に、「第十七条第二項を」第十七条に改める。

第三十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十八条中「十万円」を「二十万円」に改め

る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(放送法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という。)第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という。)第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第五十二条の四第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第五十二条の四第四項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした届出と、同条第四項の契約約款

に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により旧法第二条第二号の四の超短波放送又は同条第二号の五のテレビジョン放送(以下「超短波放送等」という。)をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う同条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の無線設備は、当該超短波放送等をする無線局の無線設備でもあるものとみなし、当該超短波放送等をする無線局に対する電波法第二十一条、第五十三条又は第五十四条の規定の適用については、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力でもあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に電波法の規定により日本放送協会が受けている旧法第三条の二の二のテレビジョン音声多重放送をする無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

10 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送(同法第三条の二の二に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。)の放送番組であるものを、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組」に改め、同条第三項中「文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するため」に放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送(放送法第三条の二の二に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。)の放送番組であるものを「聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ放送番組」に改める。

予備費使用の国会承諾に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成九年四月二十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿

栗原 君子

予備費使用の国会承諾に関する質問主意書
平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)ほか予備費案件が、国

会の承諾を求めため、例年なら九年三月末までには提出されるはずであるが、未だ提出されていない。そこで調べてみると、予備費使用の国会承諾案件を、決算と同じく衆参両院に別々に提出するよう求める具体的動きが、与党・自由民主党を中心に行われているという情報を得た。

申すまでもなく、日本国憲法は、「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」(第八十三条)、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。」(第八十五条)、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」(第八十六条)と、財政処理に関する国会中心主義と事前議決の原則を明らかにしている。そして、予備費制度はこの事前議決の原則の例外として憲法が認めたものであるが、「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」(第八十七条第二項)と定めており、これを受けて財政法では、「内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の国会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。」(第三十八條第三項)と規定している。

憲法及び財政法においては、予備費の使用について国会の承諾を求めなければならないとされているにもかかわらず、予備費使用の事後承諾案件を、両院関係のある議案としてではなく、各議院に提出し、各議院が別々に審議し議決すれば足りるとして、これまでの予備費の扱いを変更しようとする動きは、国会の権威と権能を低下させるも

のであり、憲法施行五十年を前にして極めて遺憾なことと言わざるを得ない。

そこで、予備費使用の事後承諾案件の扱いについて、その提出責任のある内閣に、以下質問する。

一、平成八年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(平成八年四月から九年一月の間の使用分)ほか予備費使用の事後承諾案件が、未だ国会に提出されていない理由は何か。

二、予備費使用の事後承諾案件が、第二回国会(常会)以降第三百二十九回国会まで、「両院関係のある議案」として国会に提出(衆議院先議)されてきたが、この取扱いは、どのような根拠に基づくものか。

私の理解では、予備費の使用について憲法が明文で「国会の承諾」を要求しており、「両議院の承諾」あるいは「各議院の承諾」としてない以上、「両院関係のある議案」として提出することとは、内閣の当然の責務であり、疑問の余地のないものと考えられるが、どうか。

三、私は、予備費使用の事後承諾案件を各議院に提出して、各議院がそれぞれ審議し議決する方式に変更することは、憲法上の疑義があると考える。

しかし、憲法学説の中には、第八十七条第二項は、予備費使用の事後承諾案件の提出の仕方まで規律したのではないとして、「両院関係のない議案」すなわち「一院限りの議決案件」として両院に提出することも、憲法上可能である

との説があることも承知しているので、一步譲って、仮にそのような解釈を採るとしても、

現行財政法が「内閣は、予備費を以て支弁した総調査及び各省各庁の調査を……国会に提出して、その承諾を求めなければならない。」(第三十六條第三項)と明文で規定している以上、同法の改正なくして、予備費使用の事後承諾案件を「一院限りの議決案件」として提出することは、許されぬと思うが、憲法上の疑義を含めて、内閣法制局の見解はどうか。

なお、決算の提出と予備費の事後承諾の違いについても政府の見解を示されたい。

四、私は、予備費使用の事後承諾案件を「一院限りの議決案件」とした場合に、国会法第六十五條、第五十八條、第八十三條以下の両議院関係の規定が適用できず、同法全体の見直しを含めた検討が必要であると思う。

憲法上も疑義があり、財政法や国会法の改正も必要と思われる「予備費使用の事後承諾案件の提出及び議決方式の変更」を、憲法施行五十年を前に行わなければならない種々の理由を見いだし難く、また、その動機が不明であり、理解し難いのであるが、政府の認識はどうか。

五、各年度の予備費使用の事後承諾案件は、これまで、(その一)その二として、分割して国会に提出されてきたが、それは、どのような国会論議を踏まえての政府の対応であったか、分割提出の目的は何であったかなど、分割提出に至った経緯を具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成九年五月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員栗原君子君提出予備費使用の国会承諾に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗原君子君提出予備費使用の国会承諾に関する質問に対する答弁書

一について

御質問の予備費使用の事後承諾案件の国会への提出については、衆議院及び参議院の議院運営委員会において、現在、その提出の在り方について協議中であると承知しており、政府としては提出を差し控えているところである。

二について

これまで国会に提出した予備費使用の事後承諾案件については、憲法第八十七条第二項の「すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。」との規定及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十六條第三項の「内閣は、予備費を以て支弁した総調査及び各省各庁の調査を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。」との規定に基づき、これを国会に提出しているものである。

この場合、予備費使用の事後承諾案件は、先例を踏まえ先に衆議院に提出し、同時に国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第五十八條の規定に基づき、予備審査のため参議院に同一の案を送付しているところである。

三について

予備費使用の事後承諾案件を「一院限りの議決案件」として提出することの憲法上の疑義についての御質問は、国会における議案の取扱いに係るお尋ねであり、政府としては答弁を差し控えることとした。

また、これに関連して財政法第三十六條第三項の改正の要否については、仮定の前提を置いた御質問であるので具体的な答弁は差し控えることとしたが、一般論として申し上げれば、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。」(憲法第四十二條)とされていることと「国会」という言葉は両議院を含んだ概念であること、財政法第四十條第一項は「内閣は、(中略)歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。」と規定しているが、決算の取扱いは両議院それぞれに提出されていることなどにも留意して検討されるべきものと考えられる。

なお、御質問の決算の提出と予備費の事後承諾の違いについては、決算は、国会の議決によって成立した予算の執行実績であって、「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」との憲法第九十條第一項の規定に基づいて、国会に提出することが義務付けられているものであり、他方、予備費は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて設けられ、内閣の責任で支出することができるものであって、「すべて予備費の支出について

は、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならぬ。との憲法第八十七条第二項の規定に基づいて、事後に国会の承諾を得ることが義務付けられているものと理解している。

四について

国会における議案の取扱いに係るお尋ねであり、政府としては答弁を差し控えることとした。

五について

予備費使用の事後承諾案件の国会への提出については、財政法第三十六条第三項において「次の常会において国会に提出すべきものと規定している。

この規定の趣旨を踏まえて、できるだけ早い機会に予備費使用の事後承諾案件の審議が可能となるよう、従来から(その1)及び(その2)に区分して提出してきたところである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目三番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	—
(配本送)	本号一部
料 別	〇〇五円